3　被要請当局は、要請された支援の実施が現に行われている調査（関連法執行機関による捜査を含む。）、訴追又は司法上の手続を妨げることを理由として、その支援の実施を保留することができる。この場合には、被要請当局は、一定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するため、要請当局と協議する。

4　要請された支援が実施できない場合には、要請当局は、速やかにその旨を通報されるものとし、また、当該要請について支援の拒否の理由又は支援の実施を延期する理由を記した書面を受領する。当該書面には、要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を添付することができる。

第十二条

両税関当局は、必要かつ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置並びに技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第十三条

1　それぞれの締約国政府がこの協定を実施するに当たって必要となる費用は、それぞれの締約国政府が負担する。

2　両税関当局は、要請の実施中に当該要請の実施を完了するために特別な性質の費用を要することが明らかとなった場合には、当該要請の実施を継続し得る条件を決定するために協議する。

第十四条

この協定は、オランダ王国については、ヨーロッパ内のオランダ王国の領域において適用する。ただし、この協定は、外交上の公文を交換することにより、オランダ領アンティール及びアルバについて、そのまま又は必要な修正を加えて適用することができる。

第十五条

1　両税関当局は、必要に応じ、かつ、その権限の範囲内において、この協定の日常的な実施に際して生ずるいかなる問題に関しても協議することができる。

2　1の規定にかかわらず、両締約国政府は、必要に応じ、この協定の実施に際して生ずるいかなる問題に関しても、外交上の経路を通じて協議することができる。

3　この協定を実施するための詳細な取決めは、必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で締結される。

第十六条

1　この協定は、両締約国政府が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

2　いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて、三箇月前に文書による通告を与えることにより、この協定を終了させることができる。この協定の終了の前に受領した支援の要請については、この協定に従って完了される。

3　両締約国政府は、必要に応じ、この協定を再検討するために会合することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年三月九日にハーグで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　渋谷實
オランダ王国政府のために
　ヤン・コルネリス・デ・ヤーヘル

○外務省告示第五十四号

平成二十二年一月二十九日にカトマンズで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年一月三十一日まで

4　署名者

日本側　水野達夫在ネパール大使
ネパール側　ラメショア・プラサド・カナル財務省次官

平成二十二年二月十日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町羽出西谷字若曽谷一五四八の五、一五四八の二〇、字若林九三五の一一、九三九の一、九三九の二一、九四一の五、字瀧谷一〇三三の五、一一七二の七、字阿曽谷一一一五の三七から一一一五の三九まで、字ヒツ淵一三八九の二、一三八九の八、字櫃淵一三九一の一六、一三九一の五三、一三九一の七八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町宇野字大陰一二八〇の四、一二八〇の二三、加茂町倉見字五輪原七三五の一六、七三五の一九、字ヒガエダニ七五六の一から七五六の三まで、字ウシウ子九六五の三、九六八、字ウシウネ九六七、字高田九六九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月十日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字告字葛ノ平二六六一の四から二六六一の六まで、二六六四の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字葛ノ平二六六一の四から二六六一の六まで・二六六四の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七十号

女満別空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　空港の名称及び位置　女満別空港　北海道網走郡大空町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十年運輸省告示第二百三十九号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　百六十八万千七百九十三平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年三月十一日

五　空港の範囲を示す詳細図を北海道庁、大空町役場及び東京航空局女満別空港出張所において縦覧に供する。